

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

I. 指定信用情報機関の指定・監督に当たっての評価項目

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
I-3 業務規程関係		
I-3-2 信用情報の収集・提供及び他の指定信用情報機関との連携		
I-3-2-1 システム対応		
1	借回り防止の確実性を高めるために、残高情報の即時登録を目指してほしい。	ご指摘の点につきましては、システム対応等の物理的な制約等、実務的な観点を踏まえた上で、「貸金業者向けの総合的な監督指針」II-2-12(2)に規定しているところです。
2	貸金業者と信用情報提供契約を締結するにあたっては、信用情報提供契約を締結する貸金業者に対し、貸付事実に関する情報については、原則として、貸付当日中に信用情報登録義務を課す必要がある旨の規定を設けるべき。	
3	信用情報機関が情報を収集・提供する時間は、貸金業者が申請を行った当日中に行う必要があり、このことを明記すべきではないか。	
4	加入貸金業者が貸付にあたって信用情報を申請した場合には、指定信用情報機関は、当日中に貸付情報を登録するものとする事。 なお、加入貸金業者が貸付をした場合には、貸付日当日に指定信用情報機関に信用情報の登録を申請するものとする事。	
I-3-2-3 収集・提供情報等の取扱い		
5	収集・提供する信用情報には、完済後に過払い金の返還請求を行った旨の情報は含まれないということを明確にすべきである。 また、返済能力に問題がなく約定返済中であつたとしても、過払い金返還請求をしたことについては、同様に、信用情報に含まれないことを明記すべきである。	本事務ガイドラインI-3-2-3(1)において、指定信用情報機関が収集・提供する情報について、「信用情報として取り扱うことについて、資金需要者等に対しても客観的かつ合理的に説明可能なものでなければならぬ」と規定しております。 過払い金返還に係る情報を信用情報として取り扱うことについて、資金需要者等に対しても客観的かつ合理的に説明可能であるか、まずは、指定申請を予定する信用情報機関に
6	過払い金は貸金業者が自主的に返還すべきものであるから、信用情報機関に載せる情報ではない。	
7	過払い請求の事実や債務者が過払請求に応じたことなどを独自の信用情報として収集・提供しないこと。	

8	<p>株式会社日本信用情報機構のホームページに、「与信を補足するための情報※3」項目に契約見直し※債務者から過払金返還の請求があり、会員がそれに応じたもの」とあるが、法定利息内での引きなおしで、最高裁でも判例の出ている行動に対しては、通常の完済と同様の対応をすべきではないか。</p>	<p>において、十分検討して頂く必要があると考えます。</p> <p>なお、現在、過払い金返還に係る情報を登録している信用情報機関では、完済後になされた過払い金の返還については登録していないと承知しています。</p>
9	<p>現在、信用情報機関の中には、過払い請求について、「契約見直し」などといった情報として収集・提供している実態がある。このような情報提供を禁止すると明記すべきと考える。「資金需要者等に対しても、客観的かつ合理的に説明できるものでなければならない」という観点からいくと、過払い請求については、客観的にいって返済能力とは無関係であり、いかなる名目をもってしても、情報収集提供すべきものではないと考える。</p>	
10	<p>過払い金返還請求及び過払いになっている債務者の債務整理開始は、事故扱いしないこと。</p>	
11	<p>指定信用情報機関が保持してはいけない情報として、「過払金の返還を受けたことが分かる事実」を規定すべき。</p>	
12	<p>過払金返還請求をした事実が、信用情報として登録されないようにしていただきたい。</p> <p>過払金請求の事実がブラック情報として扱われ、借入れができなくなることを恐れ、正当な権利行使である過払金の請求を断念する借主がいる。</p>	
13	<p>現行の「契約見直し」登録は廃止し、すでにある登録は削除していただきたい。</p>	
14	<p>指定信用情報機関が収集・提供する信用情報については、業務規程において限定列挙するものとし、その定義、情報提供時期、登録期間などを具体的・一義的なものとするとともに、信用情報と直接関係のない情報を指定信用情報機関が収集することを禁止すべきではないか。</p>	<p>指定信用情報機関が信用情報提供等業務において、収集・提供する情報の範囲については、本事務ガイドラインI-3-2-3(1)に規定しております。</p> <p>また、指定信用情報機関が信用情報提供等業務において収集・提供する情報は、業務規程に定められ、金融庁長官の認可を受ける必要があり、指定信用情報機関が業務規程を変更する場合においても、金融庁長</p>

		官の認可が必要となります。
15	<p>個人信用情報に誤りがあった場合に、本人から信用情報機関に対し、容易かつ迅速な訂正や削除の手続きを保証すること。</p> <p>また、信用情報機関が本人から異議申立てを受けた場合には、信用情報機関に対して迅速で誠実な対応を義務付けること。</p>	<p>本事務ガイドライン I-3-4 (3) において、個人情報保護法第 26 条の規定に基づく訂正等を適正かつ確実にを行うための態勢整備について規定しています。</p>
16	<p>資金需要者等が債務整理を弁護士又は司法書士に依頼したとの内容の事故情報も、I-3-2-3 (1) ①②に含まれると考えられるが、その後、利息制限法の制限利率を超えて金銭消費貸借取引を行っていたために過払いが生じていたことが判明した場合には、本人或は代理人の申出により削除できるようにすべき。</p>	<p>ご指摘は、運用の詳細に関するものであり、今後の監督において、貴重なご意見として参考にさせていただきます。</p>
17	<p>一度約定で残債の支払を一時停止して、「元本又は利息の支払の遅延の有無」の情報が登録されたとしても、利息制限法制限利率に基づく引きなおし計算によれば過払いとなる場合には、債務者本人又は代理人の申請により、同情報が抹消可能であることが含まれる旨の規定を設けるべき。</p>	
18	<p>債務整理開始後に過払い金が発生していることが判明した場合、「弁護士介入」「延滞」登録から、単純に「完済」に登録変更すべき。</p>	
19	<p>「延滞」後の過払金の請求では、延滞登録から、「完済」登録に変更する扱いとしていただきたい。</p>	
20	<p>過払い金返還請求を理由に債務者が支払をしていない場合や契約上の抗弁を主張した結果、支払が停止されているものなどについては、「延滞」とは明確に区別した情報として収集・提供することとし、「延滞」に含まれない旨も規定すること。例えば、利息制限法によると債務不存在が明らかな場合は、単に「完済」とし、抗弁主張がある場合「抗弁」などとして別の信用情報として収集・提供すること。</p>	
I-3-3 信用情報の安全管理		
21	<p>信用情報提供契約を締結するにあたっては、貸金業者に対し、信用情報の目的外使用の禁止、第三者提供の禁止、正確な情報の提</p>	<p>ご指摘のうち、「信用情報の目的外使用の禁止、第三者提供の禁止、正確な情報の提供」については、本事</p>

	<p>供、信用情報機関の調査要求に対する協力などの義務付けを行う必要がある旨の規定を設けるべきではないか。</p>	<p>務ガイドラインⅠ-3-1において、貸金業者と締結する信用情報提供契約の内容として規定しています。</p> <p>また、「信用情報機関の調査要求に対する協力などの義務付け」については、本事務ガイドラインⅠ-3-4(3)において、個人情報保護法第26条の規定に基づく訂正等を適正かつ確実にを行うための態勢整備について規定しております。</p>
<p>Ⅰ-3-4 信用情報の正確性</p>		
22	<p>信用情報機関に虚偽情報を提供した貸金業者には、厳正なペナルティを課すべき。</p>	<p>本事務ガイドラインⅠ-3-4(1)の規定により、指定信用情報機関に対し、加入貸金業者から提供された信用情報を正確かつ最新の内容に保つための態勢整備を求めています。</p>
23	<p>資金需要者本人又はその代理人による信用情報の訂正及び削除申し出手続きを明確化し、正当な理由なくこれに応じない信用情報機関に対しては、管理監督権を行使できるよう制度化すべきである。</p>	<p>本事務ガイドラインⅠ-3-4(3)において、個人情報保護法第26条の規定に基づく訂正等を適正かつ確実にを行うための態勢整備について規定しています。</p> <p>また、金融庁長官は、指定信用情報機関の信用情報提供等業務の運営に関し、その適正かつ確実な遂行を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該指定信用情報機関に対して、その業務の運営の改善に必要な措置を命ずることができることとなっております。</p>
<p>Ⅰ-3-5 加入貸金業者の監督</p>		
24	<p>実務指針別添3において、信用情報機関は外部監査を受けることが明記されていますが、本条においては信用情報機関が加入貸金業者に対して外部監査を実施しなくてはならないようにも読めてしまいますので、実務指針別添3を引用した外部監査にかかる記述は削除していただきたい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ規定を修正いたします。</p>

25	<p>本条における『監督』は、あくまで個人情報情報の適正使用を確保するための監督を指しており、個人情報情報の取扱以外も含めた業務全般の適正性に係る監督を指すものではないことを確認したい。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>
26	<p>指定信用情報機関は、システム対応、システム変更に際しては、貸金業者がこれに適切に対応できるよう、貸金業者に対し必要かつ十分な指示を行い、貸金業者の法令遵守につき支障をきたすことがないようにすること。</p>	<p>本事務ガイドラインⅠ－３－２－１には、ご指摘の趣旨が含まれております。</p>

Ⅲ. 別紙

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1. 個人信用情報		
1-2 契約内容等		
27	極度額、貸付利率、遅延損害金の利率の登録も追加すること。 また、保証債務の場合は原則として登録しないこと。	<p>個人信用情報の定義は、貸金業法及び法施行規則に規定されておりです。</p> <p>貸金業法上、「貸付けの残高」は、「元本」であると解されます。</p> <p>現在、信用情報機関においては、利息制限法に基づき引き直した残高について、当事者間の合意があった場合には、当該残高を登録しているものと承知しています。</p>
28	「貸付の残高」は、元本だけでなく、既発生利息、遅延損害金をそれぞれ登録し、借り手の負担している債務の全体像が把握できるようにすること。	
29	利息制限法を超過する貸付けの場合には、利息制限法に引き直した貸付残高と利息、遅延損害金も合わせて登録すること。	
30	貸付残高情報について、約定残金と利息制限法上の残金が異なる場合には、利息制限法上の残金も併記するものとする。	
31	利息制限法に引き直して過払いになっている場合には、その過払金額も登録すること。あるいは貸付残高をマイナスで表示すること。	
32	延滞の定義は、3ヶ月以上の遅滞とすること。	延滞の定義は、各信用情報機関において客観的に定められており、現時点で、定義の統一までは検討しておりません。
2. 特定情報		
33	特定情報は顧客の同意を取得した上で交流することとしているが、個人信用情報の利用等は既に顧客同意を得ているので、改めて同意を取得することは不要ではないか。	特定情報については、現在、新規貸付けの申し込みの都度、顧客からその利用等について同意を取得しているものであり、引き続き顧客からの同意取得を求めるものです。

IV. その他

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
34	<p>借り手本人が、自分の情報を確認する手続きを簡素で容易なものにすること。</p>	<p>指定信用情報機関は、業務規程において、個人情報保護法第29条第1項に規定する開示等の求めに係る措置に関する事項を定めることとなります。手続きを定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければなりません（同条第4項）。ただし、本人確認を厳格に行う必要があることにも留意する必要があると考えられます。</p>
35	<p>登録期間について、最終取引日から5年以上経過して、その間何らの取引が続いていると考え請求を続けているのに、情報が削除されていることはないか。また、残高がある以上永久に削除されないとすると、（時効消滅しているような）資金需要者にとって好ましくない。</p> <p>よって、</p> <p>①最終取引日から5年で自動削除していると思われる現状の情報管理を認める</p> <p>②最終取引日から5年を経過している債権について請求する貸金業者は、自己の債権の残高が個人信用情報に登録されているかの調査を義務付け、登録がない場合には登録した上で請求する</p> <p>③消滅時効の援用を受けた場合には、貸金業者は自己の債権を個人信用情報から削除することを要望する。</p>	<p>現在、信用情報機関においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 残高がある場合には、仮に入出金がなかったとしても、自動的に5年間で削除されることはない ・ 消滅時効の援用や債権放棄により残高がなくなった場合には、完済と表示され、機関ごとに定められる一定の期間保存される <p>との取り扱いがなされていると承知しております。</p>
36	<p>「完済」登録された債権に関し、新たな事情（延滞等）が生じた場合においても、その債権については信用情報を更新しないこと。</p>	<p>現在、信用情報機関において、完済登録された債権に関して延滞等の更新記録を行うような取り扱いは行っていないと承知しております。</p>